

## 『新型コロナウイルス感染症に伴う発熱等の 風邪症状がある場合等』の登校について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

保護者の皆様には平素より本校の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことにつきましては、令和3年11月12日（金）付けで見直しについてお知らせしたところですが、改めて令和3年11月25日（木）付けで県の対処方針が見直され、同居の家族の発熱等に伴う生徒の出席停止の扱いが削除されました。

つきましては、その内容の一部を下記の通り見直しますので、ご注意願います。

### 記

#### 【見直し前】

##### 3 感染防止対策【令和3年11月15日（月）以降】

(2) 生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状がある場合や、濃厚接触者の疑い等に伴うPCR検査を受けている場合も登校しないことを徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

ただし、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は可能」の診断を受けた場合は登校を認め、登校しなかった場合は欠席扱いとします。

#### 【見直し後】

##### 3 感染防止対策【令和3年12月2日（木）以降】

(2) 生徒に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触者の疑い等に伴うPCR検査を受けている場合には登校しないことを徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

ただし、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は可能」の診断を受けた場合は登校を認め、登校しなかった場合は欠席扱いとします。